

新規 POPs 追加に関するストックホルム条約附属書 A の改正採択を通知

国連事務総長は 2025 年 12 月 16 日、残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の第 12 回締約国会議 (COP12) (2025 年 4 月 28 日～5 月 9 日開催)において、以下の物質を新たに追加する POPs 条約附属書 A の改正に関する採択を締約国に通知しました。

- ・ クロルピリホス
- ・ 中鎖塩素化パラフィン
- ・ 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及び LC-PFCA 関連物質

本改正を承諾できない締約国については、本通知から 1 年以内にその旨を国連事務総長に通知することが求められます。本改正の発効は、POPs 条約の第 25 条第 4 項に基づく宣言を行った締約国を除き、本通知から 1 年後となります。

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは当社製品分析担当者 (フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせください。

資料 2025 年 12 月 16 日付 国連事務総長(寄託者)通知

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1. 「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」の第 2 回点検結果について](#)
- [2. 産業廃棄物の不法投棄等の状況 \(2024 年度\) について](#)
- [3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の申請について
\(株式会社かんでんエンジニアリング\)](#)

PFHxS 関連物質、クロルピリホス、MCCP、LC-PFCA 等の BAT 報告書事前相談を受付開始

厚労省・経産省・環境省は 2025 年 12 月 16 日、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の第一種特定化学物質に指定すること等が適当とされた以下の物質について、「利用可能な最良の技術(BAT:Best Available Technology/Techniques)報告書」の事前相談案内を公表し、2025 年 12 月 16 日から受付を開始しました。

・ ペルフルオロ(ヘキサノール1-スルホン酸)(PFHxS)関連物質

- ・ クロルピリホス
- ・ 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)
- ・ 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及び LC-PFCA 関連物質

化審法では、他の化学物質に不純物として微量含まれる第一種特定化学物質について、当該不純物による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該不純物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととなっております。

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは当社製品分析担当者 (フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 12 月 16 日付 厚生労働省・経済産業省・環境省「BAT 報告書の事前相談について」](#)



PFOS、PFOA が水道水質基準項目へ

国内でも検出事例が報告されている有機フッ素化合物 (PFOS、PFOA) が、2026 年度から水道水質基準が設定される項目となる予定です。当社では、浄水、井戸原水等の分析実績があります。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)